

紀美野町第 1 回定例会会議録

令和 7 年 3 月 2 1 日（金曜日）

○議事日程（第 5 号）

令和 7 年 3 月 2 1 日（金）午前 9 時 0 0 分開議

第 1 発議第 1 号 紀美野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例について

第 2 発委第 1 号 紀美野町議会議規則の一部を改正する規則について

第 3 議案第 3 3 号 令和 7 年度紀美野町一般会計予算について（委員長報告）

第 4 議案第 3 4 号 令和 7 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について
（委員長報告）

第 5 議案第 3 5 号 令和 7 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算につ
いて（委員長報告）

第 6 議案第 3 6 号 令和 7 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について（委
員長報告）

第 7 議案第 3 7 号 令和 7 年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について（委員
長報告）

第 8 議案第 3 8 号 令和 7 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算
について（委員長報告）

第 9 議案第 3 9 号 令和 7 年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について（委員
長報告）

第 1 0 議案第 4 0 号 令和 7 年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について（委員
長報告）

第 1 1 議案第 4 1 号 令和 7 年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について（委員
長報告）

第 1 2 閉会中の継続調査の申し出について
（総務文教常任委員会）
（産業建設常任委員会）
（議会運営委員会）
（議会活性化特別委員会）

(議会広報特別委員会)

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 2 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
2 番	中 原 和 也
3 番	桐 山 尚 己
4 番	藤 井 基 彰
5 番	上 柏 皖 亮
6 番	埴 谷 高 夫
7 番	七良浴 光
8 番	北 道 勝 彦 (9 時 2 9 分より出席)
1 0 番	伊 都 堅 仁
1 1 番	美 濃 良 和
1 2 番	美 野 勝 男

○欠席議員

9 番 向井中 洋 二

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町	長 小 川 裕 康
副 町	長 細 峪 康 則
教 育	長 東 中 啓 吉
総 務 課	長 曲 里 充 司
企 画 管 財 課	長 高 田 真 孝

住 民 課 長 森 谷 克 美
税 務 課 長 調 月 克 久
保 健 福 祉 課 長 森 谷 善 彦
子 育 て 推 進 課 長 黒 崎 智 帆
産 業 課 長 吉 見 將 人
建 設 課 長 中 前 貴 康
ま ち づ く り 課 長 米 田 和 弘
水 道 課 長 長 生 正 信
美 里 支 所 長 (米 田 和 弘)
消 防 長 家 本 宏
会 計 管 理 者 太 田 具 文
教 育 次 長 東 浦 功 三
代 表 監 査 委 員 菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

向井中議員から欠席届が出ています。北道議員から遅れると連絡がありましたので、報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） 3月12日に議員提出議案として発議第1号、また、委員会提出議案として発委第1号が提出され、議会運営委員会で調査いただいた結果、いずれも本日の日程に追加し、提案説明の後、審議・採決を行うことになりましたので、報告し御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 発議第1号 紀美野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第1、発議第1号、紀美野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

提出者、中原和也議員、説明願います。

（2番 中原和也 登壇）

○2番（中原和也） 発議第1号、紀美野町議会議長、美野勝男様。

提出者は、私、紀美野町議会議員、中原和也であります。

賛成者は、紀美野町議会議員、徳田拓嗣、桐山尚己、藤井基彰、上柏皖亮、埴谷高夫、七良裕光、向井中洋二、伊都堅仁、美濃良和、以上9名であります。

紀美野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定の整備を行うため、また、刑法の改正により、懲役及び禁錮に代えて拘禁刑が創設されることに伴い、改正を行うものであります。

2 ページを御覧ください。

紀美野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分であります。

さきの提出理由で述べました改正目的に沿って、必要箇所の改正を表のとおり行っております。

9 ページを御覧ください。

附則として、施行期日について、第1項、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行するとしております。

また、第2項に経過措置を設けております。

以上であります。

全員の御賛同を承りますよう、お願いいたします。

(2 番 中原和也 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから発議第1号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 発委第1号 紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（美野勝男） 日程第2、発委第1号、紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について、議題とします。

提出者、議会運営委員会、伊都堅仁委員長、説明願います。

（議会運営委員長 伊都堅仁 登壇）

○議会運営委員長（伊都堅仁） それでは、委員会提出議案の1ページを御覧ください。

発委第1号。

紀美野町議会議長、美野勝男様。

提出者、議会運営委員会委員長、伊都堅仁。

紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出理由を申し上げます。

会議時間を変更する場合の取扱いをより明確化するため及び議場に入る者に対して禁止する服装、携帯品について表記を含めた見直しを行い、例外措置を議長への届出制とするため、改正を行うものであります。

2ページを御覧ください。

紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則。

紀美野町議会会議規則の一部を次のように改正する。なお、改正部分については、次の表中下線の部分であります。

さきの提出理由で述べました改正目的に沿って、必要箇所の改正を表のとおり行っております。

3ページを御覧ください。

附則として、この規則は、公布の日から施行するとしております。

以上であります。

全員の賛同を賜りますよう、お願いいたします。

（議会運営委員長 伊都堅仁 降壇）

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから発委第1号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第33号 令和7年度紀美野町一般会計予算について(委員長報告)

◎日程第 4 議案第34号 令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について(委員長報告)

◎日程第 5 議案第35号 令和7年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について(委員長報告)

◎日程第 6 議案第36号 令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について(委員長報告)

◎日程第 7 議案第37号 令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について(委員長報告)

◎日程第 8 議案第38号 令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について(委員長報告)

◎日程第 9 議案第39号 令和7年度紀美野町農業集落排水事業会計予算について(委員長報告)

◎日程第10 議案第40号 令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算について(委員長報告)

◎日程第11 議案第41号 令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について(委員長報告)

○議長(美野勝男) 日程第3、議案第33号、令和7年度紀美野町一般会計予算についてから、日程第11、議案第41号、令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算についてまで、9議案を一括議題とします。

お諮りします。

本案については、口頭による委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定によって、省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、口頭による委員長報告は省略することに決定しました。

委員長報告を省略することに決定しましたので、委員長に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

これから、議案第33号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 私は令和7年度当初予算に対しまして、反対討論を行ってまいりたいと思います。

さきの議会と地区の皆さん方とのこの懇談におきましてもいろいろとございましたけれども、議員というのは、賛成、反対、それぞれの立場を町民の皆さん方に代わってするものであります。ですから、当然そのことについて、それぞれの自分のこの態度についての理由を表明するということは必要であるかというふうに思います。

それではまず、この当初予算でございますけれども、この憲法の問題についてであります。防衛協会への支出は1万5,000円であります。これは憲法第99条で、公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うと、こうなっております。この防衛協会は憲法改正を要望する団体であります。そこに1万5,000円であろうと、このようにお金を支出する、交付ですか、してはならないというふうに思います。

歳入では、自衛官募集事務委託料として2万2,000円、委託金を計上されております。災害復旧に取り組む自衛隊員には大変感謝するものでありますが、今、問題なのは、アメリカと一緒に戦う自衛隊に変えられようとしているときであります。だんだんと右傾化してきています。

さきの第二次世界大戦、太平洋戦争の、またその前の中国との小競り合いの頃でありましても、大変心配なのが、徐々に徐々に、あの戦争の前には大正デモクラシーという

ふうに言われるような時代、大変自由な時代がございました。それが一気に治安維持法の下に、この暗い時代、物が言えない時代に入ってしまったということもございます。今もそのような状況がだんだんと迫っています。

今日の新聞を見てみましたら、大学がだんだんと財界が入ってきている。大学をだんだんと軍事の関係の研究もされるようなことに条件が整備されてきている。また最近では、中国または北朝鮮、またロシアなど、大変危険なということを言いながら、大変日本の軍事も進められてきています。確かに中国や北朝鮮、ロシアのやっていることは問題であります。私もその点については大いに批判するところでございますけれども、しかし、だからといって、日本が軍事の方向に向かっていったとするならば、余計にそういう方向に向かってしまう。また、そのために日本の財政が、大変なお金が、福祉、医療などのお金を削られたり、また、今、私たちの心配するような税の問題も起こってきている。それがまた地方自治体への影響も及ぼしてくる。そういうような状況がだんだんと進んできています。

今、自衛隊はアメリカと一緒に戦う自衛隊に変えられようとしているときに、募集に応じた若者が、もしこの紀美野町の若者が命を失うということがあってはならないというふうに思います。アメリカのように、世界のあちこちで戦争をする国の軍隊と共同の行動がされるような状況の中での自衛隊の募集は問題があると思います。

次に、万博についてでありますけれども、元埋立地に造られていることから、メタンガス等の心配な点があります。そういうふうなことで、今、この紀美野町の若い小学生、中学生が大変心配するところであります。

また、会計年度任用職員が増えている点であります。来年度も9名増えるというふうになってきています。これは新自由主義の下、弱いものがどんどんと切り捨てられる。そのようなことの中の現れで、新自由主義が横行する以前は、臨時職員さんなんてほとんどおられませんでした。男女の賃金差も公務員でもかなり起きてきています。一般の企業ではなく、公務員が何でそのようになってくるのか見てみますと、これは女性は妊娠などのことから退職をされる。そして、再雇用された結果、再雇用される場合は正規職員じゃなくて会計年度任用職員、そういうふうなことが賃金差の広がる、そういうふうな原因であろうかと思われます。

町の財政は大変厳しい。さきに言いましたように、軍事予算がどんどんと増えていく中で、いろんな点で厳しい状況がさらに迫ってくると思いますけれども、正規職員の割

合を増やすべきであると思います。そして、せめて駐車場代を、現在、週4日働けば払ってもらおうというふうに言われておりますけれども、これは自治体の判断で、紀の川市では5日以上ということであります。何にしても、この紀美野町の弱い方々を守るという点も、私はこの予算の中であって当然かと思います。

また、スポーツ公園リニューアル事業の予算が、体育施設管理運営費で計4億5,000万円も計上されました。この公園でございますけれども、誰が求めているのか。このリニューアル、誰が求めているのか。これ、皆さん、サッカー場も、野球場も、大人が使えない。これ、にぎやかになるという以外の理由が示されておられません。皆さん、こういうふうなことでよろしいのでしょうか。また、にぎやかになるという、その背景に何があるのか。これもまるっきりつかめるところがございません。そして、最近になって、体育館を2つに分割する、こんなことも言い出されました。一体初めからどのような計画で進んでいるのか。これ、誰が喜ぶような施設であるのか。どれを見ても一向に分かりません。

また、管理運営を誰にするのかといったら、結局、この建設をするところですね。SALTの代表の方の御夫婦でやられるようでありますけれども、もともと和歌山のほうでレストランをやっているそうでありますが、それがこちらに移転してくる。こういうふうなところに年間1,500万も支出していく。このような計画を認めていいのか。

町内にも既存のレストランとか、そういう飲食をするところがございすけれども、どこも大変な状況であります。これだけ物価が上がり、この材料費が上がる中で、厳しい経営を進めています。そういうふうなところに対してはどうであるのか。比較に、今、このところにはどんどんと予算上の土持がされているように見えてなりません。

そういうことから、私はこのような予算が盛り込まれた令和7年度当初予算に対して反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

1番、徳田拓嗣議員。

(1番 徳田拓嗣 登壇)

○1番（徳田拓嗣） 賛成討論いたします。

この議案第33号に対して、子育て、高齢者支援によって、この紀美野町が魅力的な町になると確信いたします。紀美野町独自の毎月1万円の支給の12か月分の高校生世

代応援手当などは魅力的な予算だと思います。私も4月から高校生の娘を持つ親として、非常にありがたいことです。

それから、学校給食センターは、2学期からの給食が楽しみでございます。

学童保育事業も、働くお父さん、お母さんにとっても、夕方18時までだったのが19時まで延長になり、非常にありがたいことです。

防災のほうでも、消防署の新設で、今まで以上に出勤しやすくなるのと、高台であることから、火事や被害、災害の状況などは見やすくなります。それから、消防団の団員報酬も、年間1万2,000円以上上がり、少しでも退職される団員を減らすこともうかがえます。

高齢者のタクシー券も継続で1万8,000円分で、車の免許がない方にとってはありがたいことです。

それから、成年後見制度利用促進体制整備事業の専門の方の支援を受けられれば、権利や財産は守られます。

スポーツ公園のリニューアルは、若者や高齢者や全町民にとっても画期的な施設だと思います。

それから、私も2か月に1回、キノコ食堂に行っているんですけども、やっぱり少しでもキノコ食堂に対しての予算もありますので、素晴らしいことだと思います。

それから、带状疱疹のワクチンも、65歳以上の定期接種になったんですけども、町が負担してくれることも素晴らしいことだと思います。

以上、これらのことから、令和7年度の議案第33号に対して賛成討論いたします。

(1番 徳田拓嗣 降壇)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番(埴谷高夫) 令和7年度一般会計予算案に反対をいたします。

令和7年度一般会計予算案に対して反対討論を行います。委員会でも言いましたように、全てが反対というわけではありません。今、徳田議員がおっしゃったような優れた点も散見されます。しかし、一部同意できません。体育館の予算案の賛成討論では、町民が参加できる画期的な施設とおっしゃいましたけれども、そのようなことには絶対になっておりません。まずそのことを申し上げて、本論に移ります。

災害等の非常時に備え、ガスバルク貯槽の容量を増やすべく計画を立てるべきです。

コミュニティバス運行委託、路線バス運行支援事業補助金、高齢者タクシー補助金が5,000万円超となっています。町民の交通手段の一助となっているが、十分ではありません。全国各地で行われているデマンド型に切り替えるべきです。紀の川市では実証が始まっています。利用がなかったなどと過去の不十分なやり方にとらわれなくて、先進地に学び、検討を進めるときが来ていると確信します。

消防設備補助では、行政と住民負担が逆転しています。本来、設備の充足は町の仕事であり、住民に過度な負担を強いていいわけではありません。即刻改めるべきです。

地域サロンの補助では、高齢者のよりどころとなっているサロンをもっと充実すべく、予算を積極的につけるべきで、サロンコーディネーターも人数を増やして、活発なサロン活動になるよう、地域を援助すべきです。高齢者をサロンに迎えることで、フレイル予防や改善のみならず、福祉の在り方を根本的に変えることができると考えます。高齢者福祉の第一義的な課題として捉え、もっと充足していくべきであります。

顧問弁護士は替えるべきで、スポーツ公園リニューアル事業で果たした負の役割は重大です。

広報紙の配布では、町民への配布方法を見直す検討を始めるべきで、旧態依然とした配布方法が限界に来ております。

地区集会所の施設補助も見直すべきで、電気代、ガス代など、大幅な値上げとなっている今日、2万円では少な過ぎます。

新型コロナウイルス予防接種では、負の問題も町民に広く知らせるべきで、因果関係が証明できないかもしれない突然死亡した話も少なくありません。後遺症にも苦しむことのないように手を尽くすべきで、それには総務文教常任委員会の視察で報告したように、泉大津市がよいお手本を示してくれていますから、大いに学ぶべきです。

農産物加工への抜本的な取組が求められています。一大産業を興すという観点で取組をしないと、このままではじり貧となるのが火を見るより明らかだ。紀美野町の活性化に寄与する方向性を示すべきで、何でも増やせばよいという話ではありませんが、予算規模が2桁違うように思います。

移住・定住空き家では、政策は了とするが、制度設計が有効に働くかは大いに疑問がある。見直しが必要ではないでしょうか。

森林間伐業務委託や自伐型林業普及推進支援等も増額し、山林業で生活できる希望を

持ってもらうことが重要です。土木作業員を増員し、地域の要求・要望に応えられるようにすべきです。

消防では、暴力行為の取組が不十分ではないかと思われる。推論で申し上げることは間違いかもしれませんが、内部告発の内容からすると、問題は根深いような気がしてなりません。今後、二度とこのようなことが起こらないよう徹底しなければならない。そのためには、自由闊達な対話ができるような、自由な職場環境が必要です。

住民課長は昨年の議会で、完了届の提出時、竣工図面を提出していただく予定となっていると答弁し、前課長も強度計算書の提出を求めている。町長は、強度計算書と竣工図面の提出を約束した。しかし、いまだに業者は提出要求を無視している。許されない。檜河池下の太陽光は問題だらけで、危険な太陽光発電所になりつつあります。進行形で軟弱地盤である限り、沈み続ける宿命を帯びた太陽光である。町が文書指導も勧告もせず、業者の責任においてを枕言葉のごとく唱えてきた結果が今日を招いた。条例からも大きくかけ離れた対応に猛省を求めます。提出をしないなら、今こそ勧告すべきで、事故報告の件も懸案として残っている。一時転用では、集電箱に支柱が3本立てられており、申告面積が足りない。これは僅かですけれども、農業委員会に問題があると思います。自立運転機能を持たないパワーコンディショナーが設置されており、要件を満たしていない。フェンスがなく、何の表示もない。

給食では、中学生400円、小学生350円と引き上げられたが、物価の高騰はとどまるところを知らない。絶えず材料費の動向を注視し、栄養士さんや給食調理員さんに要らぬ心配をかけないように、予算措置を講じなければならない。生徒の意見を間接的ではなく、直接的に聞くよう努めなければならない。国の負担も始まったが、先進的な町の制度なのだから、少なくとも量が少ないとか等の不満の出ないようにすべきです。

スポーツ公園リニューアル事業では4億5,000万円が計上されているが、根拠が薄弱だ。委任契約だとかまかしながら、予算では工事請負費と計上している。これほど議会を愚弄した予算編成はない。自ら財政規律を破壊しておいて、理屈にならない理屈を述べて、ごり押ししてくる予算など認められるはずがない。

そして、その中身はどうか。大幅な変更にもかかわらず、当初の図面で追及すると、それはイメージだとうそぶく。14億円もイメージを基に積算されたにもかかわらず、それは関係ないのか。A、B、2つの棟ができ、一方にはトイレもない。空調設備どころか、トイレもない。話にならない。障害者は使用するなど言わんばかりの建物になる。

法的に有効かとの検討もしていない。何の資格もない人物に依頼するからこんなことになるのではないか。非常に憂うべく事態だ。

土質調査においても、軟弱地盤は明らかで、ジャッキアップを前提するなどあり得ない。震災等があればと言うが、地盤からすると不同沈下は十分あり得る。また、風圧に弱く、横風に耐えられる基礎となるか憂慮する。断熱効果がすこぶる悪く、夏は暑く、冬は寒い、このような避難所はあり得ない。湿気も多くなる。能登では震災そのもので亡くなる人より、災害関連死のほうが多いのだ。その教訓が全く生かされていない。スフィア基準では1人当たり3.5平方メートルが必要と述べられている。したがって、体育館の収容人員には虚偽がある。

スフィア基準が国から示されていないと課長は答弁したが、能登の震災に対して、6年11月15日、坂井内閣府特命大臣が次のように述べている。総理より、避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準を能登の全ての避難所に適用するよう指示しているとの言及がございましたとして、来るべき災害への備えも重要であり、48時間以内にこのスフィア基準が満たされるように、今般策定することになっている経済対策において、避難所の生活環境を改善する自治体の先進的な防災の取組について、地方創生関係交付金を活用して支援する新たな取組を創設するなど、避難所の環境改善のための取組を着実に進めてまいりたいと思っておりますと述べている。

繰り返しになりますが、総務課長の政府がスフィア基準を示していないなどというのは妄言の類いです。安かろう悪かろうの建物になろうとしている。しかも、教育委員会の誰も現物を見ていないという驚くべき醜態と聞きました。現物も見ないで、これがよいと判断できた根拠は、金額の問題だけなのか。その軽薄さにはあきれます。建築許可をも持たない。技術士などの資格もない。そもそも宿泊所つき体育館の経営の知見もない。空調設備がない。挙げ句の果てに、トイレもない。ないない尽くしの体育館に15億5,000万円の資金を投ずるなど絶対に容認できない。

道の駅も同様に危惧している。今、早急に取り組まなければならない課題は、来るべき大災害に備えて、万全とはいかないまでも、インフラ整備に計画的に取り組むべきです。豪雨災害に対する備えも必要で、6月2日がいつやって来るかも分からないし、決壊して民家に被害が及ぶかもしれないため池も残されている。床下浸水対策も放置されている。至るところで溢水や越水が起こっている問題も解決されていない。大災害が来ることは分かっている。備えを一刻も早く整えなければならない。全てとはいかないけ

れども、やるところから取り組むべきです。災害復旧さえ課題が山積している今、新たな災害に備え、可及的速やかに計画的に取り組むべきです。それにつけても、15億5,000万円は使い方を間違っていることを述べて、反対討論といたします。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番(桐山尚己) では、反対討論を行います。

令和7年度一般会計予算は、多くの点で評価できる内容となっています。一方で、この予算には、最新の情報では8,988人の方々が健康被害救済制度の適用となり、うち994人、実に1,000人に迫る人数の死亡事例が認められるmRNA、新型コロナワクチンの定期接種事業が含まれています。この海南・海草地域でもお亡くなりになった方を含む複数の事例が健康被害救済制度の適用となっています。これは紛れもなく日本史上最大の薬害であり、直ちに接種を中止して、しっかりと検証を行わなければならないものであります。それにもかかわらず、全く立ち止まることもせず、特段の懸念はないとする国、そして、特段の懸念はあるともないとも言えないとして、接種を継続しようとする町の姿勢は間違っていると言わざるを得ません。しかも、町は約4割の補助をするといいます。仮に接種の機会を確保するにしても、町が積極的に補助をすることで、接種を後押しする形となり、さらなる被害事例の増加を誘発したり、将来、町が不作為の責任を問われることにもなりかねません。

また、スポーツ公園リニューアル事業についても、事業を続ける上での手続上の不備が幾つもあると言わざるを得ません。まず、先に契約金額を決め、その後でボーリング調査を行い、状況次第で事業内容に変更が出てくるという前提条件そのものがおかしいと言えます。これは契約金額そのものが井勘定というふうに言われても仕方のないものであるということであります。実際に事業が進むにつれ、コスト削減と言われても仕方のないような変更も散見されます。また、議会に上程された議案では、請負契約とされていたものを、後に委任契約であると主張することは、どう考えても矛盾していると言わざるを得ません。

南海トラフ巨大地震が想定される当地において、大量のごみが埋設されている上に、宿泊施設を伴う公共施設を建設することを考えれば、企画、計画の段階から、設計、建設、運営に至るまで、慎重にも慎重を期した対応が要求されることは当然であります。

私は、このスポーツ公園リニューアル事業の不備な点を町職員の責任であるとは思っておりません。ごく限られた人数で幅広く多くの業務を行わなければならない現状体制に無理があると考えます。しかも、このようなDBO方式という新しい複雑なやり方であることを加味すれば、全く経験のない職員が適切に進めることは極めて困難であります。今、このまま無理に当該事業を進めてしまうことは、将来に大きな禍根を残してしまうことになりかねません。勇気を持って一旦立ち止まる必要があると考えます。

よって、以上の２つの事業計画が含まれる令和７年度紀美野町一般会計予算に反対するものであります。

（３番 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第３３号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第３３号に対する委員長報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第３３号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第３４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

１１番、美濃良和議員。

（１１番 美濃良和 登壇）

○ 1 1 番（美濃良和） 国保会計でございますけれども、私は反対の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

国保というのは、紀美野町の町民の圧倒的多くの皆さん方が加入している、そういう保険でございますけれども、この保険の割合、負担というのが非常に大きいんですよ。さきの委員会でも述べましたけれども、一般といいますか、社会保険の方と、それからこの国保会計の方の同じような条件の下に比較をしていただきますと、国保会計は20万円を超える。また社会保険については16万円、こういうふうに労使折半の社会保険のほうの家庭のほうは極端に少ないわけであります。こういうふうであることと、それから国保会計自体が1億4,000万円の基金を持っている。そして、計画で見ましても、本年度2,000万余しを取り崩し、7年度末にはまだ1億2,000万余しが残ることになっているようであります。こういうふうに財政的にも回せれば回せる。しかし、この審査をする中で言われたのが、これから令和12年度までに、12年度に統一がされるわけですが、その間、何があるか分からんから基金を取っとなきやならない。これはまさに間違いです。予算というのは単年度主義、こういうことですから、4年先のことを考えて今の予算を組むと、そんなことはあつてはならんわけであります。

また、統一自体が成功と申しますか、なされるかどうかは分かりません。何度も申し上げているとおり、紀南のほうに行つては大変です。私も視察に行かせていただいた北山村においては、夜、急病人が出ると、村の職員がですよ、村の職員が村にある救急搬送用の車でもって、その病人を乗せて、あの龍神スカイラインを走り、そして、龍神から橋本に行つて、搬送するそうであります。こういうふうな状況ですから、一般の方々が十分な医療のサービスを受けていられるかどうか。このように、紀南のほうでは例の示すように、多くの自治体では十分なサービスが受けられていない。そういう中で、統一の国保税を払え、こういつて納得できるでしょうか。多くの自治体では、この統一に対して、決して賛成ということにはなっていないようであります。

そういうふうなことも含めて、今、我々がせっかく前紀美野町の町長の頃でしたか、大変国保会計が少ないという、国保税が少ないというふうな状況であつたかのようにも、私、記憶しているんでございますけれども、せっかく取ってきたものが、県のほうが勝手と申しますか、県のほうで国保会計を統一するぞ、それにもって、我々が税を払つていかなきゃならない。そういうことにはなつてはならないというふうに思います。

ちなみに、国保税はその下で、来年度、資産割は半分になりますけれども、5%です

ね、１０％から。均等割は２，０００円引き上げられる。また平等割も１，０００円引き上げられる。そういうふうなことを町民の皆さん方にやってくださいというふうに私はとても言えません。そのように、圧倒的な議会の議員の皆さん方も、ぜひそういう立場から、この国保会計に対して、可決というこの案に反対していただきたいと思います。

そのことを申し上げまして、反対討論といたします。

（１１番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第３４号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第３４号に対する委員長報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第３４号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第３５号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第３５号を採決します。

議案第３５号に対する委員長報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第３６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第３６号を採決します。

議案第３６号に対する委員長報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第３７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第３７号を採決します。

議案第３７号に対する委員長報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第３８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで討論を終わります。

これから、議案第３８号を採決します。

議案第３８号に対する委員長報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第３９号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで討論を終わります。

これから、議案第３９号を採決します。

議案第３９号に対する委員長報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第４０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで討論を終わります。

これから、議案第４０号を採決します。

議案第４０号に対する委員長報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第４１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第４１号を採決します。

議案第４１号に対する委員長報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第１２ 閉会中の継続調査の申し出について

（総務文教常任委員会）

（産業建設常任委員会）

（議会運営委員会）

（議会活性化特別委員会）

（議会広報特別委員会）

○議長（美野勝男） 日程第１２、閉会中の継続調査の申し出について、議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び議会広報特別委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しま

した。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

閉 会

○議長（美野勝男） 会議を閉じます。

令和7年第1回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午前 9時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月21日

議 長 美 野 勝 男

議 員 埴 谷 高 夫

議 員 七良浴 光